

確認してください

# 知っておきたい税情報

市が行う公共サービスには、市民一人一人が納める税金が使われています。今回、市税などの税に関する情報を紹介します。9ページには「令和3年度税・保険料などの納付期限一覧」を掲載しています。ぜひ活用してください。

## 見直しました

### 「固定資産税・都市計画税の土地と家屋の評価額」

固定資産税・都市計画税の算定の基となる、土地と家屋の評価額を、3年ごとに見直す制度を評価替えといいます。本年度はその評価替えの年に当たり、評価額の見直しを行いました。千潟地域と鎌数地区の一部では、国土調査の登記完了に伴い、調査前の地積による課税に据え置いていた土地の評価を、調査後の地積による課税に改めました。

固定資産税は、毎年1月1日現在の土地、家屋、償却資産について、所有者に課税される市税です。

本年度の納税通知書は、5月

中旬に届きますので、最寄りの金融機関やコンビニエンスストアなどで納めてください。

国税務課資産税班 ☎62・5323

## 5月31日(月)までに納付を

### 軽自動車税種別割

軽自動車税種別割は、毎年4月1日現在の軽自動車や原動機付自転車などの所有者に課税される市税です。

納付期限は5月31日です。

本年度の納税通知書は、5月中旬に届きますので、最寄りの金融機関やコンビニエンスストアなどで納めてください。

### 軽自動車税種別割の減免制度

身体に障害のある人などが、移動のために利用する軽自動車にかかる税金を、減免する制度

があります。減免を受けるためには申請が必要です。

対象／軽自動車を所有する身体障害・知的障害・精神障害のある人、またはその家族などで、一定の基準を満たす人

申請期限／5月31日(月)

国税務課課税班 ☎62・5321

## 21)

### 軽自動車税種別割のよくある質問

Q. 前年度7、200円だった税額が、今年度は12、900円に上がったのはなぜですか。

A. あなたが所有している車両が、最初に登録してから13年を経過しているため、グリーン化を進めるための「経年車重課」の対象になったからです。

## 口座振替による納付に協力を

### 市税の納付方法

市では口座振替による納付を原則化しています。現在、納付書で納めている人は、口座振替への切り替えにご協力をお願いします。

口座振替は、市役所や金融機関まで出向く必要がなく、納め忘れもありません。現金などを持ち歩く必要もないため、便利で安全・安心な納付方法です。

### 申し込み手続き

預金通帳と通帳印を持参の上、納付書に記載のある市指定の金融機関か、郵便局で行ってください。

市税務課で手続きをする場合は、キャッシュカードと身分証明書(運転免許証など)を持参す

問：問い合わせ  
申：申し込み

れば、手続きできます。

22) 国税務課収税班 ☎62・5322

## 届いたら確認を

### 納税通知書の発送予定日

市県民税／●普通徴収…6月10日(木)

●特別徴収…5月13日(木)

固定資産税／5月10日(月)

国民健康保険税／6月16日(水)

軽自動車税種別割／5月10日(月)

※郵便状況により、届くまでに数日かかる場合があります。

## 5月31日(月)までに納付を

### 自動車税種別割

自動車税種別割は、毎年4月1日現在の自動車の所有者に課税される県税です。本年度の納税通知書は、4月下旬から5月上旬にかけて届きますので、早めに納めてください。

県税では、本年度よりPayPayの利用が可能となり、スマートフォンから納付ができます。クレジットカード納付や、PayEasy納付、コンビニエンスストア、金融機関などでの納付も引き続き利用できます。

国税自動車税事務所 ☎043・243・2721、旭県税事務所 ☎62・0772

## 期限内納付に協力を！

# 令和3年度 税・保険料などの納付期限一覧

納付金額を記入し、納付計画や口座振替時の通帳残高の確認などに活用してください。

| 納付期限      | 市県民税            | 固定資産税<br>都市計画税 | 軽自動車税   | 国民健康保険税  | 介護保険料                       | 後期高齢者<br>医療保険料                |
|-----------|-----------------|----------------|---------|----------|-----------------------------|-------------------------------|
| 5月31日(月)  |                 | 第1期<br>円       | 全期<br>円 |          |                             |                               |
| 6月30日(水)  | 第1期<br>円        |                |         | 第1期<br>円 | 第1期<br>円                    |                               |
| 8月2日(月)   |                 | 第2期<br>円       |         | 第2期<br>円 | 第2期<br>円                    | 第1期<br>円                      |
| 8月31日(火)  | 第2期<br>円        |                |         | 第3期<br>円 | 第3期<br>円                    | 第2期<br>円                      |
| 9月30日(木)  |                 | 第3期<br>円       |         | 第4期<br>円 | 第4期<br>円                    | 第3期<br>円                      |
| 11月1日(月)  | 第3期<br>円        |                |         | 第5期<br>円 | 第5期<br>円                    | 第4期<br>円                      |
| 11月30日(火) |                 |                |         | 第6期<br>円 | 第6期<br>円                    | 第5期<br>円                      |
| 12月27日(月) |                 | 第4期<br>円       |         | 第7期<br>円 | 第7期<br>円                    | 第6期<br>円                      |
| 1月31日(月)  | 第4期<br>円        |                |         | 第8期<br>円 | 第8期<br>円                    | 第7期<br>円                      |
| 2月28日(月)  |                 |                |         |          |                             | 第8期<br>円                      |
| 問い合わせ先    | 税務課収税班 ☎62-5322 |                |         |          | 高齢者福祉課<br>介護保険班<br>☎62-5308 | 保険年金課<br>高齢者医療年金班<br>☎62-5882 |

※上記は、普通徴収の納付期限です。

### 使用料などの納付期限と問い合わせ先

| 保育料                       | 学校給食費  | 放課後<br>児童クラブ<br>受託料      | 市営住宅使用料<br>雇用促進住宅使用料<br>駐車場使用料 | 水道料金   | 公共下水道<br>使用料 | 農業集落排水<br>処理施設使用料                |
|---------------------------|--|--------------------------|--------------------------------|--|--------------|----------------------------------|
| 毎月末                       | 毎月末  | 毎月末                      | 毎月末                            | 隔月末  | 隔月末          | 5月請求分まで<br>毎月末<br>7月請求分から<br>隔月末 |
| 子育て支援課<br>保育班<br>☎62-5313 | 第一給食センター<br>☎62-0366<br>第二給食センター<br>☎55-2246 | 教育総務課<br>指導班<br>☎85-8634 | 都市整備課<br>建築住宅班<br>☎62-5895     | 旭市上下水道お客様センター<br>☎63-8881<br>上下水道課 経營業務班<br>☎62-5357 |              |                                  |

※納付期限が土・日曜日、祝日の場合は変更になります。

※12月の納付期限は27日(月)になります。

このページを切り取って利用してください